

官報号外 昭和四十年五月十八日

○第四十八回 衆議院会議録 第四十六号

昭和四十年五月十八日(火曜日)

昭和四十年五月十八日

午後二時本会議

○本日の会議に付した案件

行政監理委員会設置法案(内閣提出、参議院送

付)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理
に関する法律案(参議院提出)

日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送

出、参議院送付)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時

措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部を改

正する法律案(農林水産委員長提出)
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、
参議院送付)

午後二時六分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

行政監理委員会設置法案(内閣提出、参議院送

付)

○海部俊樹君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

行政監理委員会設置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

行政監理委員会設置法案を議題といたします。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

行政監理委員会設置法案を議題といたします。

行政監理委員会設置法案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十八日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中殿

行政監理委員会設置法

(目的及び設置)

第一条 行政制度及び行政運営の改善に資するため、行政管理庁の機関として、行政監理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三条 長官は、委員会から、前条第一項の規定による意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(内閣總理大臣に対する意見の申出)

第四条 委員会は、所掌事務に關し、必要があると認めるときは、長官を通じて、各行政機関の長に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

五 法第二条第十一号に規定する監察(以下「監察」といふ。)の方針及び基本計画の決定に關すること。
六 監察の結果に基づく重要な勧告事項に關すること。

七 法第二条第四号の二に規定する法人の新設及び廃止に關する審査に關すること。
八 法第二条第十一号に規定する監察(以下「監察」といふ。)の方針及び基本計画の決定に關すること。

九 法第二条第四号及び第四号の二に規定する各行政機関の機構の新設及び廃止のうち重要なものに關すること。
十 法第二条第四号及び第四号の二に規定する各行政機関の機構の新設及び廃止のうち重要なものに關すること。
十一 法第二条第四号及び第四号の二に規定する各行政機関の機構の新設及び廃止のうち重要なものに關すること。

する。

| | |
|---|--|
| (組織) | |
| 第五条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。 | |
| (委員長) | |
| 第六条 委員長は、長官をもつて充てる。 | |
| 2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。 | |
| 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 | |
| (委員の任命) | |
| 第七条 委員は、行政の改善問題に關してすぐれた識見を有する者(うちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 | |
| 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。 | |
| 3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。 | |
| 4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。 | |
| 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者 | |
| 二 禁錮以上の刑に処せられた者 | |
| (委員の任期) | |
| 第八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | |
| 2 委員は、再任されることができる。 | |
| (委員の失職及び罷免) | |
| 第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至った場合においては、その職を失うものとする。 | |
| 2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務の執行ができないと認める場合における適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。 | |
| (会議) | |
| 第十条 委員会は、委員長が招集する。 | |
| 2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 | |
| 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 | |
| 4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、第六条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。 | |
| (委員の服務) | |
| 第十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 | |
| 3 長官は、委員会が審議することを適當とする事項については、行政審議会に諮詢しないものとする。 | |
| (行政管理厅設置法の一部改正) | |
| 4 行政管理厅設置法の一部を次のように改正する。 | |
| 第一項及び第二項を次のように改める。 | |
| (附屬機関) | |
| 第六条 行政管理厅に、附屬機関として統計審査会を置く。 | |
| (委員の給与) | |
| 第七条 削除 | |
| (施行期日) | |
| 第十五条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。 | |
| 附 則 | |
| (政令への委任) | |
| 第十六条 委員の給与は、別に法律で定める。 | |
| (庶務) | |
| 第十四条 委員会の庶務は、行政管理厅長官官房において處理する。 | |
| (機関) | |
| 第十条 行政管理厅の機関として、行政監理委員会を置く。 | |
| 2 行政監理委員会の組織及び所掌事務については、行政監理委員会設置法(昭和四十年法律第 号)の定めるところによる。 | |
| (特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) | |
| 5 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。 | |
| 第一項及び第二項の三の次に次の二号を加える。 | |
| (最初の委員の任命) | |
| 2 この法律の施行後最初に任命される委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。 | |
| (最初の委員の任命) | |
| 2 この法律の施行後最初に任命される委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。 | |
| (経過措置) | |
| 3 長官は、委員会が審議することを適當とする事項については、行政審議会に諮詢しないものとする。 | |
| (行政管理厅設置法の一部改正) | |
| 4 行政管理厅設置法の一部を次のように改正する。 | |
| (報告書は会議録追録に掲載) | |
| 〔八田貞義君登壇〕 | |
| ○八田貞義君 ただいま議題となりました行政監理委員会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げま | |

す。

御承知のとおり、昨年九月、臨時行政調査会から、行政制度及び行政運営の改善に関する意見が内閣総理大臣に提出されたのであります。が、政府は、その意見のうち、まず、民間の意見を導入し、行政の改善に資するための行政監理委員会設置の実現をはかることを緊要と判断して、本案の提出となつたのであります。

その内容のおもなる点は、

第一に、行政制度及び行政運営の改善に資するため、行政管理庁の機関として行政監理委員会を設置すること。

第二に、行政監理委員会は、重要な行政制度及び行政運営並びに行政監察の方針、その基本計画及び監察の結果に基づく重要な勧告事項について審議するとともに、行政管理庁長官に意見を述べ、並びにその諸間に答申すること。

第三に、行政監理委員会は、行政管理庁長官をもつて充てる委員長及び国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する六人の委員で組織すること。

本案は、四月三日本委員会に予備付託となり、四月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、四月二十八日参議院より送付されて本付託となつたのであります。が、本日、質疑を終了し、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

道路交通法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○海部俊樹君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、道路交通法の一部を改正する法律案を議題となし、

委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

○議長(船田中君) 道路交通法の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十八日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中殿

第一条 道路交通法の一部を改正する法律

四月十四日法律第百五号

目次中「第六十四条・第七十一条」を「第六十一条・第七十一条の二」に、「第七十四条・第七十五条」を「第七十四条・第七十五条」に改める。

第二条 第十一号中「小児用の車」を「身体障害者用の車いす及び小児用の車」に改める。

第三条 の見出し中「等」を削り、同条第一項中、「自動三輪車」を削り、同条第二項を削る。

第四条 第二項中「小児用の車」を「身体障害者用の車いす及び小児用の車」に改める。

第五条 第二項及び第七十七条及び第七十二条を「第八十五条规定」に改める。

第六章 第一節中第七十一条の次に次の二条を加える。

(自動二輪車の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 自動二輪車の運転者は、政令で定める道路の区间においては、乗車用ヘルメットをかぶらないで自動二輪車を運転し、

又は乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗車

させて自動二輪車を運転してはならない。

2 自動二輪車(側車付きのものを除く。以下この項において同じ。)の運転者は、高速自動車国道及び公安委員会が指定した自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて自動二輪車を運転してはならない。

第七十四条の次に次の二条を加える。

(安全運転管理者)

第七十四条の二 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者及び通運事業者(昭和二十四年法律第二百四十一号)の規定による通運事業者を除く。以下この条において同じ。)は、自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。)を行なわせるため、総理府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠地ごとに、年齢、自動車の運転の管理その他について総理府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならない。

自動車の使用者は、安全運転管理者を選任したときは、選任した日から十五日以内に、総理府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

2 自動車の使用者は、安全運転管理者を選任したときは、選任した日から十五日以内に、総理府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 公安委員会は、安全運転管理者が次条第一項、第二項又は第三項の規定に違反したときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者の解任を命ずることができる。

4 公安委員会は、前項の規定による命令をしてあるときは、当該自動車の使用者及び安全運転管理者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしよ

うとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(罰則) 第二項及び第三項については第百二十二条第一項第十一号の四、第百二十三条规定

号の二、第百二十三条规定

第七十五条第一項及び第二項中「車両等の運行を直接管理する地位にある者」を「前条第一項の安全運転管理者その他車両等の運行を直接管理する地位にある者」に改め、同条第三項中「大型自動車の運行を直接管理する地位にある者」を「前条第一項の安全運転管理者で大型自動車の運行を行なっているものその他大型自動車の運行を直接管理する地位にある者」に改め、同条第三項に次の一項を加える。

4 車両等の運行を直接管理する地位にある者(前条第一項の安全運転管理者を除く。)が前条第一項の規定に違反した場合において、その者を雇用する者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、通運事業法の規定による通運事業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは、公安委員会は、当該事業を監督する行政庁に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

第七十五条の付記中「第百十九条」を「第一項から第三項までについては第百十九条」に改め、同条第四項中「自動三輪車第二種免許(以下「三輪第二種免許」という。)を「牽引第二種免許

第八十四条第三項中「自動三輪車免許(以下「三輪免許」という。)を削り、「第一種原動機付自転車免許(以下「第一種原付免許」という。)及び第二種原動機付自転車免許(以下「第二種原付免許」という。)を「原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)及び第二種原動機付自転車免許(以下「第二種原付免許」という。)及び牽引免許に、「九種類」を「八種類」に改め、同条第四項中「自動三輪車第二種免許(以下「三輪第二種免許」という。)を「牽引第二種免許

第八十五条第一項の表中

| 自動三輪車 | 三輪免許 |
|------------|---------|
| 自動二輪車 | 二輪免許 |
| 軽自動車 | 軽免許 |
| 小型特殊自動車 | 小型特殊免許 |
| 第一種原動機付自転車 | 第一種原付免許 |
| 第二種原動機付自転車 | 第二種原付免許 |

| 自動二輪車 | 二輪免許 |
|---------|--------|
| 軽自動車 | 軽免許 |
| 小型特殊自動車 | 小型特殊免許 |
| 原動機付自転車 | 原付免許 |

に、「前項の表」を「同表」に改め、同項の表を次のように改める。

| 第一種免許の種類 | 運転することができる自動車等の種類 |
|----------|-----------------------------|
| 大型免許 | 普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車 |
| 普通免許 | 軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車 |
| 大型特殊免許 | 小型特殊自動車及び原動機付自転車 |
| 二輪免許 | 小型特殊自動車及び原動機付自転車 |
| 輕免許 | 小型特殊自動車及び原動機付自転車 |

第八十五条第三項中、「大型特殊免許」を「若しくは大型特殊免許」に、「前二項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 契引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)によつて、牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。)が七百五十キログラムをこえるもの(以下「重被牽引車」という。)を牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許

(仮免許を除く。)のほか、牽引免許を受けなければならない。

4 牽引免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる。

5 第八十五条第一項に次の一項を加える。

6 第一種免許を受けた者は、第二項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる場合における当該重被牽引車が道路運送法第三条第二項第一号、第二号若しくは第三号若しくは同条第三項第一号に掲げる旅客自動車運送事業(以下「旅客自動車運送事業」という。)の用に供される自動車(以下「旅客自動車」という。)又は旅客自動車運送事業の用に供される重被牽引車(以下「旅客用車両」という。)であるときは、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、当該旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて当該旅客用車両

車両を牽引して当該牽引自動車を運転することはできない。第八十五条の付記中「第三項」を「第五項」に改める。

第八十六条第一項の表中

| 自動三輪車 | 三輪第二種免許 |
|---------|---------|
| 自動二輪車 | 二輪免許 |
| 大型特殊自動車 | 大型特殊免許 |
| 普通免許 | 大型特殊免許 |

| 自動三輪車 | 三輪第一種免許 |
|---------|---------|
| 自動二輪車 | 二輪免許 |
| 大型特殊自動車 | 大型特殊免許 |
| 普通免許 | 大型特殊免許 |

に、「前項の表」を「同表」に改め、同条に次の二項を加える。

3 当該牽引自動車によつて旅客用車両を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許(仮免許を除く。)のほか、牽引第二種免許を受けなければならない。

4 牽引第二種免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができるほか、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

5 第八十七条第一項中「自動三輪車」を「軽自動車」に改める。

6 第八十八条第一項第一号中「及び大型特殊免許」を「大型特殊免許及び牽引免許」に改め、「三輪免許(自動三輪車に係る仮免許を含む。)」を削り、「軽免許」の下に「(軽自動車に係る仮免許を含む。)」を加え、「第一種原付免許及び第二種原付免許」及び原付免許に改める。

7 第九十六条第二項第一号中「二十一歳」を「牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳」に、「大型特殊免許又は三輪免許」を「又は大型特殊免許」に、「受けており」を「受けている者に該当し」に改め、「(第九十条第三項又は百三十二条第二項第一号、第三号若しくは第四項の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く。)」を削り、同項第二号中「(第九十条第三項又は百三十二条第二項第二号、第三号若しくは第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者を除く。)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、大型免許、普通免許又は大型

特殊免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して三年(政令で定めるものにあつては、二年)以上のもの

8 第九十六条第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

二 大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免

許を現に受けている者でなければ、牽引免許の運転免許試験を受けることができない。第九十六

条に次の二項を加える。

4 第二項及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第三項又は百三十二条第二号若しくは第三号若しくは第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者を含まないものとする。

5 第九十七条第一項中「軽免許、第二種原付免許及び」を削り、「第一種原付免許」を「原付免許」に改め、「及び第三号」の下に「牽引免許の運転免許試験にあつては第一号、第二号及び第四号」を

加える。

第一百六条の見出しを「(国家公安委員会への報告)」に改め、同条前段を次のように改める。

公安委員会は、第九十条第一項本文の規定により免許を与え、若しくは同項ただし書、同条第三項、第一百条第三項若しくは第三百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく处分に違反したとき(總理府令で定める場合に限る。)、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し總理府令で定める事由が生じたときは、總理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

第一百七条の二ただし書を次のように改める。

ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合は、この限りでない。

第一百七条の七第一項中「三輪免許」を削り、「第一種原付免許、第二種原付免許」を「原付免許」に改める。

第一百八条中「(昭和二十四年法律第二百四十一号)」を削る。

第一百十条中「全国的な幹線道路」の下に「(高速自動車国道を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

2 国家公安委員会は、高速自動車国道における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、公安委員会に対し、当該道路におけるこの法律の実施に関する事項について指示することができる。

第一百十二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第百十三条第八項前段(第九十条第六項又は第一百七条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による講習を受けようとする者は、講習手数料を当該都道府県に納めなければならない。

第一百八条第一項第五号中「第三項」を「第五項」に改める。

第一百九条第一項第十二号中「第七十五条(車両等の運行を管理する者の義務)」の下に「第一項、第二項若しくは第三項」を加える。

第一百二十条第一項第十一号の三の次に次の二号を加える。

十一の四 第七十四条の二(安全運転管理者)第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

第一百二十二条第一項第九号の次に次の二号を加える。

九の二 第七十四条の二(安全運転管理者)第二項の規定に違反した者

第一百二十三条中「第十号、第十一号」の下に「、第十一号の四」を加え、「若しくは第八号」を「、第八号若しくは第九号の二」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

第三条及び第五十九条第二項中「軽自動車」を削る。

第八十四条第三項中「、軽自動車免許(以下「軽免許」という。)」を削り、「八種類」を「七種類」に改める。

第八十五条第一項の表中

[軽自動車]

[軽免許]

| び 〔施行期日〕 | 〔軽免許〕 | 小型特殊自動車及び原動機付自転車 |
|--|--|---|
| 第一条 この法律中第一条及び附則の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から、第二条の規定は同日から三年を経過した日から施行する。 | 第八十七条第一項中「普通自動車又は整自動車」を「又は普通自動車」に改める。 | 第八十八条第一項第一号中「、軽免許(軽自動車に係る仮免許を含む。)」を削る。 |
| 第二条 第一条の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)の規定による運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる同条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)の規定による運転免許とみなす。 | 第二条 第一条の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)の規定による運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる同条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)の規定による運転免許とみなす。 | 第二条 第一条の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)の規定による運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる同条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)の規定による運転免許とみなす。 |
| 旧法の規定による運転免許 | 新法の規定による運転免許 | 新法の規定による運転免許 |
| 自動三輪車免許 | 普通自動車免許 | 普通自動車第二種免許 |
| 第一種原動機付自転車免許 | 原動機付自転車免許 | 普通自動車に係る仮運転免許 |
| 第二種原動機付自転車免許 | 自動二輪車免許 | 普通自動車第二種免許 |
| 自動三輪車第二種免許 | 普通自動車免許 | 普通自動車に係る仮運転免許 |
| 自動三輪車に係る仮運転免許 | 原動機付自転車免許 | 普通自動車に係る仮運転免許 |
| 3 第一条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧法の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、新法の相当規定によりそれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。 | 3 第一条の規定の施行の際(以下「改正法の施行の際」という。)現に旧法の規定による自動三輪車免許、自動三輪車第二種免許若しくは自動三輪車に係る仮運転免許を受けている者又は施行日前にこれららの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許に相当する新法の規定による運転免許を受けた者が運転ができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定による自動三輪車に限るものとされる。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。 | 3 第一条の規定の施行の際(以下「改正法の施行の際」という。)現に旧法の規定による自動三輪車免許、自動三輪車第二種免許若しくは自動三輪車に係る仮運転免許を受けている者又は施行日前にこれららの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許に相当する新法の規定による運転免許を受けた者が運転ができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定による自動三輪車に限るものとされる。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査に合格することができる自動三輪車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格する。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。 |
| 4 改正法の施行の際現に旧法の規定による第二種原動機付自転車免許を受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に自動二輪車免許を受けた者が運転することができる自動二輪車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査を受けることができる。 | 4 改正法の施行の際現に旧法の規定による第二種原動機付自転車免許を受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に自動二輪車免許を受けた者が運転することができる自動二輪車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格する。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。 | 4 改正法の施行の際現に旧法の規定による第二種原動機付自転車免許を受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に自動二輪車免許を受けた者が運転することができる自動二輪車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格する。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。 |
| 5 第三条に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したとき、又は前項に規定する者が同項の規定により運転することができる自動二輪車以外の自動二輪車を運転したときは、その行為は、新法の規定(罰則を含む。)の適用については、新法第六 | 5 第三条に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したとき、又は前項に規定する者が同項の規定により運転することができる自動二輪車以外の自動二輪車を運転したときは、その行為は、新法の規定(罰則を含む。)の適用については、新法第六 | 5 第三条に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したとき、又は前項に規定する者が同項の規定により運転することができる自動二輪車以外の自動二輪車を運転したときは、その行為は、新法の規定(罰則を含む。)の適用については、新法第六 |

十四条の規定に違反する行為とみなす。

(大型自動車免許等に関する特例)

第三条 改正法の施行の際現に旧法の規定による運転免許（小型特殊自動車免許、第一種原動機付自

転車免許、第二種原動機付自転車免許及び仮運転免許を除く。）を受けていた者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は第百三十二条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されるいる間を除く。）は、新法の規定による自動二輪車免許を受けたものとみなす。

2 改正法の施行の際現に旧法の規定による大型特殊自動車免許、自動二輪車免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を受けていた者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は第百三十二条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されるいる間を除く。）は、新法の規定による軽自動車免許を受けたものとみなす。

（牽引免許等に関する特例）
第四条 改正法の施行の際大型特殊自動車で牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、もつばら牽引のために使用されるもの（以下「牽引車」という。）に係る旧法の規定による大型特殊自動車免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引免許を受けたものとみなす。

2 改正法の施行の際牽引車に係る旧法の規定による大型特殊自動車第二種免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けたものとみなす。

3 改正法の施行の際旧法の規定による大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許（牽引車に係る大型特殊自動車免許を除く。）、自動三輪車免許、大型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型特殊自動車第二種免許（牽引車に係る大型特殊自動車第二種免許を除く。）若しくは受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引第二種免許を受けたものとみなす。

4 改正法の施行の際旧法の規定による大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許（牽引車に係る大型特殊自動車免許を除く。）、自動三輪車免許、大型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許を受けた者は、同日から六月間は、その者が牽引車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムをこえるものを牽引して当該牽引車を運転する場合を除き、牽引第二種免許を受けたものとみなす。

第五条 施行日から三年を経過する際における運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる運転免許とみなす。
（三年経過後における軽自動車免許及び自動三輪車免許に関する経過規定）

第一項の規定による改定後の道路交通法（以下「三年後の新法」といふ。）の規定による運転免許

普通自動車免許

普通自動車に係る仮運転免許

- 2 施行日から三年を経過した日に従前の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、三年後の新法の相当規定によりそれぞれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。
- 3 施行日から三年を経過した日に従前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する同表の下欄に掲げる運転免許を受けた者が運転することができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、従前の軽自動車に限るものとする。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。
- 4 前項に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したときは、その行為は、三年後の新法の規定（罰則を含む。）の適用については、同法第六十四条の規定に違反する行為とみなす。
- 5 附則第一条第三項に規定する者は、施行日から三年を経過した日以後は、同項前段及び同条第五項の規定にかかわらず、従前の軽自動車を運転することができる。
(従前の行為に対する罰則の適用)
- 第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(駐車場法の一部改正)
第七条 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「及び二輪の軽自動車」及び「これらの」を削る。
- 議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事久保田円次君。
- 〔報告書は会議録追録に掲載〕
- 久保田円次君 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
- 本案の要旨は、
- 第一に、道路交通の事情にかんがみ、自動二輪車の運転者の順守事項を定めるとともに、自動車の安全運転管理の制度を設けること。
- 第二に、運転免許制度の合理化をはかるため、
- 等であります。
- 本案は、参議院先議のため、当委員会に予備付託され、四月二十八日、本付託となり、吉武国務大臣から提案理由の説明を聴取し、自來、熱心に質疑が行なわれました。
- 本日、質疑を終了し、別に討論の通告もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- なお、本案に対して、自民、社会、民社の三党共同提案により、道路交通行政の一元化、交通安

全施設等の整備拡充とそのための十分な財政措

置、交通安全を実践するための大国民運動の展

開、運転免許の資格要件強化に伴う中小企業への

配慮等を内容とする附帯決議案が提出され、これ

また全会一致をもつて可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

右の本院提出案を送付する。

昭和四十年五月十二日

参議院議長 船田 中殿 重宗 雄三

〔吉田重延君登壇〕
○吉田重延君 ただいま議題となりました閉鎖機

員令等の規定によってされた信託の処理に関する

法律案について、大蔵委員会における審査の経過

並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、閉鎖機関令等の規定によつてさ

れた信託は、当該信託行為に定める存続期間の

経過後五年間は、なお存続するものとみなす。

一、閉鎖機関令(昭和二十一年勅令第七十四号)

第十九条の二十八

二、閉鎖機関令の一部を改正する法律(昭和二

十九年法律第二百五号)附則第三項

三、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦

内にある財産の整理に関する政令(昭和二十

四年政令第二百九十一号)第二十八条の十二

四、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦

内にある財産の整理に関する政令の一部を改

正する法律(昭和三十一年法律第二百十一号)附

則第三項

前項の規定は、受託者が当該信託行為に定め

る存続期間中に完了しない信託事務を引き続き

処理したい旨を、当該期間の経過前に、大蔵大

臣に申し出た場合に限り適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大

蔵委員長吉田重延君。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理

に関する法律案を議題といたします。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決あります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

認めませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理

に関する法律案を議題といたします。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決あります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委

員長報告のとおり可決いたしました。

日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣

提出、参議院送付)

○海部俊樹君 議案上程に関する緊急動議を提出

いたします。

日本育英会法の一部を改正する法律案を議題とな

し、委員長の報告を求め、その審議を進められん

ことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

日本育英会法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

監事へ監査の結果に基づき必要アリト認ムルトキ

ハ会長又ハ主務大臣ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

第十六条ノ四第二項前段中「其ノ他ノ施設」を

「幼稚園其ノ他ノ施設」に改め、同条第三項中

「前二項」を「第一項及第二項」に改め、同条第二項

の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ大学ニハ国立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス

第二十条中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依り作成シタル決算報告書ヲ添へ監事ノ意見ヲ附シ」

第三十六条ノ二に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ大学ニハ國立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス

附 則 (公佈の日 昭和四十年四月一日から施行す)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行す

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項及び第三項並びに附則第三十六条ノ三の規定は、この法律の施行の際現に大学（○國立工業教員養成所を含む。）又は大学院に在学する者に対しその在学期間に貸与した貸与金についても、適用する。

官 報 (号 外)

- 議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。文教委員長渡海元三郎君。
- 〔報告書は会議録追録に掲載〕
- 〔渡海元三郎君登壇〕
- 渡海元三郎君 大だいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過いたします。

- 議長(船田中君) 採決いたしました。
- 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
- 精神衛生法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

- 第一条 総則(第一条—第三条)
- 第二章 施設(第四条—第十二条)
- 第三章 精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会(第十三条—第十七条)
- 第四章 精神衛生鑑定医(第十八条—第十九条)
- 第五章 医療及び保護(第二十条—第五十一条)
- 附則

- 第四条第一項中「厚生大臣の承認を得て」を削る。
- 第五条第一項及び第三項を削る。
- 第七条を次のように改める。

精神衛生法の一部を改正する法律案 (内閣提

との結果を御報告申し上げます。

本案は、幼稚園教員及び養護教諭の人材確保に資するため、日本育英会が大学における貸与金の返還を免除することができる職に、新たに幼稚園

の教育の職を加えるとともに、國立養護教諭養成所における貸与金についても、大学の場合に準じてその返還を免除することができるようにして、あわせて、日本育英会の監事の職務权限に関する規定を整備しようとするもので、公布の日から施行することになります。

本案は、二月十九日政府より提案理由の説明を

聽取、四月二十三日参議院において修正議決の上

本院に送付せられ、同日当委員会に付託されたものであります。

当委員会におきましては、慎重に審査いたしま

したが、その詳細は会議録によつて御承知願い

ます。

かくて、五月十八日、本案に対する質疑を終了、討論を省略して直ちに採決に入りましたこと

る、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

精神衛生法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

精神衛生法の一部を改正する法律

精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

精神衛生法の一部を改正する法律

精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

すなわち、この際、内閣提出、精神衛生法の一

部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を

求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

精神衛生法の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

第八条中「又は指定市」を削る。

第十一條の見出しを「(指定の取消し)」に改め、

同条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に、「その指

定の普及を図り、精神衛生に関する調査研究を行

ない、並びに精神衛生に關する相談及び指導の

うち複雑又は困難なものを行なう施設とする。

第十二条中「精神衛生センター」を設置する知識

普及を図り、精神衛生に關する調査研究を行

ない、並びに精神衛生に關する相談及び指導の

うち複雑又は困難なものを行なう施設とする。

第十三条の見出しを「(精神衛生審議会)」に改め、

同条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に、「その指

定の承認」を「その指定」に改め、

第十二条中「精神衛生相談所」を「精神衛生セン

ター」に改める。

第十三条の見出しを「(精神衛生審議会)」に改め、

同条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に、「その指

定の承認」を「その指定」に改め、

第十四条の見出しを「(委員及び臨時委員)」に改め、

同条に次の一項を加える。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十五条の次に次の二条を加える。

(精神衛生診査協議会)

第十六条の二 都道府県知事の諮問に応じ、第三

十二条第三項の申請に関する必要な事項を審議

させるため、都道府県に精神衛生診査協議会を置く。

(委員)

第十六条の三 精神衛生診査協議会の委員は、五

人とする。

2 委員は、精神障害者の医療に關する事業に從

事する者及び関係行政機關の職員のうちから、

都道府県知事が任命する。

3 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く）の任期は、二年とする。

4 委員は、非常勤とする。

第十七条の見出しを「厚生省令又は条例への委任」に改め、同条中「省令」を「厚生省令」に改め、同条に次の二項を加える。

2 精神衛生診査協議会の運営に関する必要な事項、「居住地」を加える。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 警察官は、職務を執行するに当たる、異常な举动その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を通報しなければならない。

第二十五条中「精神障害のある被疑者について」を「精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について」に改め、「又は精神障害のある被告人について」を削り、「確定したとき」の下に「、その他特に必要があると認めたとき」を加える。

第二十五条の次に次の二項を加える。

（保護觀察所の長の通報）

第二十五条の二 保護觀察所の長は、保護觀察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

第二十六条の次に次の二項を加える。

（精神病院の管理者の届出）

第二十六条の二 精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第二十七条第一項中「前四条の規定により申請又は通報」を「前六条の規定による申請、通報又は届出」に改める。

第二十七条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、前六条の規定による申請、通報又は届出がない場合においても、精神衛生鑑定医をして診察をさせることができる。

第二十九条第一項中「、本人及び関係者の同意がなくても」及び「（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「長」を「管理者」に改め、「第一項」の下に「又は次条第一項」を加え、同条第四項中「精神病院法」の下に「（大正八年法律第二十五号）」を加える。

第二十九条の三中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加え、同条を第二十九条の七とする。

第二十九条の二第一項中「前条」を「第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項」に改め、同条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を繼續しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

第二十九条の六とする。

第二十九条の次に次の二項を加える。

（第一項及び第二項）

第一項及び第二項の規定による手続をとることができない場合において、精神衛生鑑定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認められたときは、その者を前条第一項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができる。

第二項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しないときは、すみやかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

第二十九条の三 第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置をとらない旨の通知を受けたとき、又は前条第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置をとらねばならない旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

（入院措置の解除）

第二十九条の三中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加え、同条を第二十九条の七とする。

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を繼續しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

第二十九条の五 措置入院者を収容している精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者が、入院を繼續しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十九条の五の二 都道府県知事は、必要があると認めたときは、措置入院者を收容している精神病院若しくは指定病院の管理者に対し、措置入院者の症状に関する報告を求め、又は精神衛生鑑定医をして措置入院者を診察させることができる。

第二十九条の五の三 措置入院者又はその保護義務者は、都道府県知事に対し、入院を繼續しなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの調査を行なうことを求めることができる。

第二十九条の五の四 第三十一条第一項及び第三十二条第一項中「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の二第一項」を加える。

（一般患者に対する医療）

第三十二条 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定各号

に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他の政令で定める病院若しくは診療所又は薬局（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に關し次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。）で病院又は診療所へ収容しないで行なわれる精神障害者の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の二分の一を負担することができる。

- 2 前項の医療に必要な費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によて算定する。
- 3 第一項の規定による費用の負担は、当該精神障害者又はその保護義務者の申請によつて行なうものとし、その申請は、精神障害者の居住地を管轄する保健所長を通じて、都道府県知事に対してしなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の申請に対し決定をするには、精神衛生診査協議会の意見を聞かなければならぬ。
- 5 第三項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。
- 6 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十九号）の規定によつて医療を受けることができる者については、第一項の規定は、適用しない。

第三十二条の次に次の三条を加える。
(費用の請求、審査及び支払)
第三十二条の二 前条第一項の病院若しくは診療所又は薬局は、同項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

- 2 都道府県は、前項の費用を当該病院若しくは

診療所又は薬局に支払わなければならない。

び前項の費用の支払に關する事務を、社会保険診療報酬支払基金その他政令で定める者に委託することができる。

（費用の支弁及び負担）

第三十二条の三 国は、都道府県が第三十二条第一項の規定により負担する費用を支弁したときは、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

（他の法律による医療に関する給付との調整）

第三十二条の四 第三十二条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者である場合においては、保険者又は共済組合は、これらの法律の規定によつてすべき給付のうち、その医療に要する費用の二分の一をこえる部分については、給付をすることを要しない。

第三十二条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定による医療扶助を受けることができる者であるときは、その医療に要する費用は、都道府県が同項の規定により

その二分の一を負担し、その残部につき同法の適用があるものとする。

第三十二条及び第三十四条中「長」を「管理者」と改める。

第三十六条第一項中「長」を「管理者」に改め、同第五号中「又は仮入院」を削る。

第三十七条第一項中「前条の届出があつた場合において調査の上」及び「又は仮入院」を削り、「長」を「管理者」に改める。

第三十八条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院」を削る。

第三十九条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削り、「求めることができる」を「求めなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十九条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削る。

第三十九条中「長」を「管理者」に改め、「又は仮入院中」を削り、「求めなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

第四十三条を削る。

第四十二条中「都道府県知事は」を「保健所長は」に改め、「第二十七条」の下に「又は第二十九条の二第一項」を、「第二十九条」の下に「第一項及び第二十九条の四の規定により退院した者」に改め、「統いているもの」の下に「その他精神障害者であつて必要があると認めるもの」を加え、「当該史員」を「前条第一項の職員」に改め、「又は都道府県知事」の下に「若しくは保健所を設置する市の長」を「医師をして」の下に「精神衛生に關する相談に応じさせ、及び」を加え、同条を第四十三条とし、第四十二条の次に次の二条を加える。

第二十九条（精神衛生に関する業務に從事する職員）

第四十二条 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所に、精神衛生に関する相談に応じ、及び精神障害者を訪問して必要な指導を行なうための職員を置くことができる。

第二十九条（精神衛生に関する業務に從事する職員）

第四十二条（精神衛生に関する業務に從事する職員）

はならない」に改め、同条第二項を削る。

第五十条の見出しを「(刑事件)に關する手続等との關係」に改め、同条第一項中「刑又は」を「精神障害者又はその疑いのある者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に關する法令の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補導の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補導の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補導の規定による者」を「これらの者」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第二十五条、第二十六条」に改め、同条の次に一条を加える。

(秘密の保持)

第五十条の二 精神衛生鑑定医、精神病院の管理者、精神衛生診査協議会の委員、第四十三条の規定により都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に關して知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同じである。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の第三十二条から第三十二条の四までの規定は、昭和四十一年十月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のよう改める。

第五条第二十六号を次のように改める。

二十六 削除

第五条第二十七号を削り、同条第二十七号の二中「精神衛生法」の下に「(昭和二十五年法律第百二十三号)」を加え、同号を同条第二十七号とする。

（保健所法の一部改正）

3 保健所法（昭和二十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 精神衛生に関する事項

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

4 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の二」を「精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の七若しくは第三十二条の二第三項に」改める。

理由

精神衛生の向上を図るため、都道府県は、精神衛生に関する相談、指導等の業務を行なう施設として精神衛生センターを設けることができる」とし、精神障害者の医療及び保護のための申請、通報、入院措置等に関する手続を整備し、精神障害者に対する訪問指導を充実し、並びに精神障害の適正な医療を普及するため精神障害者の通院による医療に要する費用について公費負担の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。社

〔報告書は会議録に掲載〕

たところ、都道府県に精神衛生審議会を設置することができる旨修正し、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し三党共同提案の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○松山千恵子君 大いま議題となりました精神衛生法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

〔参考〕

精神衛生法の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）

精神衛生法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十三条の見出しの改正規定を次のように改める。

第十三条の見出しを「(中央精神衛生審議会)」に改め、同条中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改める。

第十四条の見出しの改正規定中「改め」の下に「、同条第一項及び第一項中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改め」を加える。

第十六条の次に二条を加える改正規定中「第十六条の次に二条を加える改正規定中「改め」の下に「、同条第一項及び第一項中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改め」を加える。

第十六条の次に二条を加える改正規定中「第十六条の次に二条を加える改正規定中「改め」の下に「、同条第一項及び第一項中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改め」を加える。

第十六条の次に二条を加える改正規定中「改め」の下に「、同条第一項及び第一項中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改め」を加える。

精神衛生法の一部を改正する法律案 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農臨時措置法等の一部を改正する法律案外一案

農振興臨時措置法の一部を改正する法律案 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農臨時措置法等の一部を改正する法律案外一案

- 都道府県知事に意見を具申することができる。
- 3 前条の規定は、地方精神衛生審議会について準用する。

(委員及び臨時委員)

- 第十六条の三 地方精神衛生審議会の委員は、十人以内とする。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方精神衛生審議会に臨時委員を置くことができる。

- 3 委員及び臨時委員は、精神衛生に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、都道府県知事が任命する。

- 4 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、三年とする。

- 第十七条の改正規定中「同条中」の下に「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に、」を加え、

- 同条第一項の改正規定中「精神衛生診査協議会」を「地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会」に改める。

- 第二十九条の二第一項の改正規定中「改め」の下に、「同条第二項中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改め」を加える。
- 附則第一項を次のように改める。
- (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十条の次に一条を加える改正規定は公布の日から起算して一日を経過した日から、第三十二条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定は昭和四十年十月一日から施行する。

- 附則第二項中厚生省設置法第五条の改正規定の次に次のように加える。
- 第十九条第一項の表の上欄中「精神衛生審

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

右

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和四十年五月八日

内閣總理大臣 佐藤 稔作

右

国会に提出する。

法の一部を改正する法律案、積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

三分に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、同日以後に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」といふ。)第二条第一項の規定による指定又は開拓営農振興臨時措置法第五条の二第一項の規定による指定のあつた天災又は異常な天然現象及び同日以後に激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第八十五条。以下「激甚災害法」といふ。)第二条第二項の規定により同法第八条第一項に規定する措置が指定された災害につき適用する。

- 2 この法律の施行日の前日までに天災融資法改正する法律案(農林水産委員長提出)
- 海部俊樹君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
- 積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律五百三十六号)の一部を次のようにより改正する。
- 第一条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律五百三十六号)を加え、同項第二号中「五年」を「六年」に改め、同項第三号中「三十五万円」の下に「政令で定める資金として貸し付けられる場合は五十万円」を加え、同項第二号中「五年」を「六年」に改め、同項第三号中「年三分五厘以内」を「年三分以内」に改める。

- 第四条第二項中「年三分五厘以内」を「年三分以内」に改める。
- (開拓営農振興臨時措置法の一部改正)

- 第二条 開拓営農振興臨時措置法(昭和三十二年法律第五十八号)の一部を次のように改正す

- る。
- 3 激甚災害法の一部を次のようにより改正する。
- 第八条第一項中「三十五万円」の下に「政令で定める資金として貸し付けられる場合は五十万円」を加え、「政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円」を加え、「政令で定める資金として貸し付けられる場合は六十万円」に、「五年」を「六年」に、「政令で定める経営資金に

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融りませんか。

- 通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措

ついては七年」を「政令で定める資金については七年」に改める。

理由

最近における農林漁業經營の動向にかんがみ、被害農林漁業者及び開拓者の負担の軽減を図るために、被害農林漁業者に対する經營資金の貸付限度額の引上げ、償還期限の延長及び貸付利率の引下げを行なうとともに、開拓者に対する国の災害資金の貸付利率の引下げを行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

昭和四十年五月十八日

農林水産委員長 濱地 文平

(積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部改正)

第一条 積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を昭和四十二年三月三十一日に改める。

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第二条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和四十一年三月三十一日」を昭和四十三年三月三十一日に改める。

(海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第三条 湿田單作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を昭和四十三年三月三十一日に改める。

(海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第四条 海岸砂地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を昭和四十三年三月三十一日に改める。

(烟地農業改良促進法の一部改正)

第五条 烟地農業改良促進法(昭和二十八年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を昭和四十三年三月三十一日に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

農林水産委員長 濱地 文平

理由

(積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等による農業振興計画等の実施の状況にかんがみ、同法等の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その額は、土地改良法等当該事業に関する法律の施行に伴う経費を含むものであつて、積雪寒冷單

作地帯その他各地帯」との農業振興計画の内容に

こと。

第五点は、開拓農振興臨時措置法を改正し、開拓者に対する災害資金の貸し付け利率三分六厘五毛を三分に引き下げる。

第六点は、本法の改正規定を昭和三十九年七月一日以降の災害に適用すること。

第七点は、開拓農振興臨時措置法を改正し、開拓者に対する災害資金の貸し付け利率三分六厘五毛を三分に引き下げる。

〇議長(船田中君) 委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員会理事仮谷忠男君。

見込みである。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔仮谷忠男君登壇〕

〇仮谷忠男君 ただいま議題となりました二法案について申し上げます。

まず、内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓農振興臨時措置法の一部を改正する法律案につき御説明申し上げます。

なお、本案には、沿岸漁民に対する本法の適用条件を緩和することと等二項目の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、農林水産委員長提出、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法、急傾斜地帯農業振興臨時措置法、湿田單作地域農業改良促進法、海岸砂地帯農業振興臨時措置法及び烟地農業改良促進法の対象になつております地帯は、いわゆる積雪寒冷あるいは急傾斜、温潤、潮風、干害等自然的条件に恵まれず、農業生産力が著しく劣っている地帯であります。

第一点は、政令指定資金を設け、その貸し付け限度額を五十万円にする」と。

第二点は、經營資金の償還期限五年を六年に延長すること。

第三点は、經營資金の貸し付け利率三分五厘以内を三分以内に引き下げる」と。

第四点は、激甚灾害法における政令指定資金の

効期限の延長がはかられて今日に至つてゐるのであります。これら対象事業の進捗状況を見ます

ると、法律制定当初に計画された振興計画等に対

比し、遺憾ながら相当のズレを示している実情にあります。この際、昭和四十一年三月三十一日限りで失効するこれらの法律の有効期限を、さらに二ヵ年間延長いたしまして、引き続き事業の推進をはかり、所期の目的を達成するに遺憾なきを期するため、ここに本案を提出した次第であります。

以上が、提案理由及びその内容であります。

本案は、五月十八日の農林水産委員会において委員長提出の法律案にすることを決定いたしました。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓當農振興臨時措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、積雪寒冷作地帶振興臨時措置法等の一部を改正する法律案につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十年三月二十四日

内閣總理大臣 佐藤 繁作

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

第六条中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に、「又は同条第三号」を「若しくは同項第三

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、
参議院送付)

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○海部俊樹君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、特許法等の一部を改正する法律案、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題としない、委員長の報告を求める、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

するかどうかを問わず」を加える。
第二条の二第一項中「支払期日は」の下に「親事業者が下請事業者の給付の内容について検査を

するかどうかを問わず」を加える。
第七条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、「その下請代金」の下に「若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息」を加え、同条第二項中「第四条第三号」を二項」に改め、「行為をした場合」の下に「又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合」を加え、同条に次の二項を加える。

二 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をするとことによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附屬品又は原材料(以下「原材料等」という。)を自己から購入させた場合に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該原材料等

を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を差し引き、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいふ。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理 由

下請代金支払遅延等防止法の施行後の経験にかんがみ、親事業者の遵守事項を追加すること等により、下請事業者の利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三により送付する。
昭和四十年三月十九日

衆議院議長 船田 中殿
参議院議長 重宗 雄三

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の規定による優先権の主張をした者の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「開設する博覽会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覽会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約(千九百零年十一月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーベーで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下同じ。」を「パリ条約(千九百零年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百三十四年三月二十日)」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

第四十二条第一項中「同盟条約」を「パリ条約」に、「第四条第一号」を「第四条D(1)」に、「又は」を「若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は」に、「同条甲第二号」を「同条A(2)」に改め、同項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同盟条約」を「パリ条約」に、「第四

条甲第二号」を「第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし若しくは同条A(2)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定による優先権の主張をした者

は、最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたとき

は、遲滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

第八十三条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、その特許明確に係る特許出願の日から四年を経過していないときは、この限り

でない。

第九十四条第一項中「通常実施権は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第八十三条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十号)の一部を次のように改める。

3 第二十二条第一項中「通常実施権は、」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覽会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約(千九百零年十一月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百三十四年三月二十日)」を「パリ条約(千九百零年十二月十四日にプラッセルで、千九百三十五年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」を「パリ条約(千九百零年十二月十四日にプラッセルで、千九百三十五年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

第三条 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改める。

2 パリ条約(千九百零年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

3 第八十三条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

この条において同じ。)の同盟国の國の紋章その他の記章(パリ条約の同盟國の國旗を除く。)であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

第四条第一項第五号中「同盟条約」を「パリ条約」に改め、同項第九号中「開設する博覽会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覽会」の下に「第二十二条第一項若しくは」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第二十二条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第二十二条第一項中「通常実施権は、」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覽会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約(千九百零年十一月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百三十五年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下の登録出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

この条において同じ。)の同盟国の國の紋章その他の記章(パリ条約の同盟國の國旗を除く。)であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

第四条第一項第五号中「同盟条約」を「パリ条約」に改め、同項第九号中「開設する博覽会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覽会」の下に「第二十二条第一項若しくは」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第二十二条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第二十二条第一項中「通常実施権は、」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覽会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約(千九百零年十一月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百三十五年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」を「パリ条約(千九百零年十一月十四日にプラッセルで、千九百三十五年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

4 第五十三条の二の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合において、その審判の請求人が当該審決によつて取り消された商標登録に係る商標又はこれに類似する商標について商標登録出願をするときは、第一項第十三号の規定は、適用しない。

第五十三条の二の規定により商標登録を取り消された商標登録に係る商標又はこれに類似する商標について商標登録出願をするときは、第一項第十三号の規定は、適用しない。

第六条第一項中「開設する博覽会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覽会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約(千九百零年十一月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百三十五年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」を「パリ条約(千九百零年十一月十四日にプラッセルで、千九百三十五年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

第七条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十号)の一部を次のように改める。

2 パリ条約(千九百零年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百三十五年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

3 第八十三条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

この条において同じ。)の同盟国の國の紋章その他の記章(パリ条約の同盟國の國旗を除く。)であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

第四条第一項第五号中「同盟条約」を「パリ条約」に改め、同項第九号中「開設する博覽会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覽会」の下に「第二十二条第一項若しくは」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第二十二条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第二十二条第一項中「通常実施権は、」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覽会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約(千九百零年十一月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百三十五年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

4 第五十三条の二の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合において、その審判の請求人が当該審決によつて取り消された商標登録に係る商標又はこれに類似する商標について商標登録出願をするときは、第一項第十三号の規定は、適用しない。

第五十三条の二の規定により商標登録を取り消された商標登録に係る商標又はこれに類似する商標について商標登録出願をするときは、第一項第十三号の規定は、適用しない。

第六条第一項中「開設する博覽会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覽会」の下に「第二十二条第一項若しくは」を加え、「同盟条約(千九百零年十一月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百三十五年六月二日にロンドンで改正された工業所

有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

第十五条に次の二号を加える。

- 四 その商標登録出願に係る商標がパリ条約の同盟国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下同じ。）を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品又はこれに類似する商品について使用をするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるとき。ただし、その商標に関する権利を有する者からその商標登録出願が本文の規定に該当することをその理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る。
- 第五十三条の次に次の二条を加える。
- 第五十三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国において商標に関する権利を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品又はこれに類似する商品を指定商品とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者の承諾を得判を請求することができる。
- 第五十三条の三 前条の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求す

ることができない。

- 第五十五条、第五十六条第一項、第六十一条及び第六十三条第二項中「又は第五十三条第一項」を「第五十三条第一項又は第五十三条の二」に改める。
- 第六十八条第四項中「第四十六条まで」の下に「、第五十三条の二から第五十四条まで」を加える。
- （不正競争防止法の一部改正）

第四条 不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「國」を「地」に改め、同条第五号中「内容」の下に「製造方法、用途」を加え、同条に次の二項を加える。

千九百零年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百一十一月六日には、ハーベー、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（以下単ニ同同盟国ト称ス）ニ於テ商標ニ関スル権利（商標権ニ相當スル権利ニ限ル以下同ジ）ヲ有スル者ハ其ノ代理人若ハ代表者又ハ代理人若ハ代表者タリシ者ニシテ其ノ行為開始ノ日前一年以内ニ代理人又ハ代表者ニ非ザリシモノニ対シテハ此ノ登録の日から五年を経過した後は、請求す

限ニ在ラズ

第一条ノ二第二項中「前条第一号若ハ第二号」

改める。

附則

第一条第一項第一号若ハ第二号若ハ同条第二項に、「同条第六号」を「同条第一項第六号」に改め、同条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

故意又ハ過失ニ因リ前条第二項ノ行為ヲ為シタル代理人若ハ代表者又ハ当該行為開始ノ日前一年以内ニ代理人若ハ代表者タリシ者ハ之ニ因リ營業上ノ利益ヲ害セラレタル同項ノ商標ニ関スル権利ヲ有スル者ニ対シ損害賠償ノ約への加入の効力発生の日から施行する。ただし、第四条中不正競争防止法第一条第四号の改正規定は、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日には、ハーベー、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入の効力発生の日から施行する。

第二条第一項第四号中「第一条第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三条中「工業所有権保護同盟条約国」を「同盟国」に改める。

第四条の次に第一条を加える。

第四条ノ二 同盟国ノ加入スル政府間國際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名稱ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似モノハ當該國際機関ノ許可ナクシテ當該国

ノモノハ當該國際機関ノ許可ナクシテ當該国シテ使用シタル商品ヲ販売若ハ拡布スルコトニ依リ之ヲ商標トシテ使用シ又ハ之ヲ商標トシテ使用シタル商品ヲ販売若ハ拡布スルコトヲ得ズ

第五条第一号中「内容」の下に「、製造方法、用途」を加え、同条第二号中「第一条第一号」を

「第一条第一項第一号」に改め、同条第三号中「第一条第三号」を「第一条第一項第三号」に改め、同条第四号中「前条」を「前二条」に改める。

第六条中「第一条第一号第二号」を「第一条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第二号」を「第二号」に改め、同条第三号中「七人以内」を「九人以内」に改める。

第七条第二項中「前項第四号」を「国内において第一項第四号」に改め、「當も」とするときの下

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律

石油資源開発株式会社法（昭和三十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「七人以内」を「九人以内」に改める。

第一項第一号及第二号並ニ第二項に、「及第五条第一号」を「、第四条ノ二並ニ第五条第二号」に改め、「當も」とするときの下

に「又は海外の地域において前項に規定する事業を営もうとするとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「達成するため」の下に「国内において」を加え、同項の次に次の二項を加える。

2 会社は、海外の地域において、前項第一号から第三号までに掲げる事業その他石油資源の開発に関する必要な事業を営むことができる。

第十一条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、石油又はガスを目的とする鉱業権を譲り受けようとする場合であつて、その対価の額が通商産業省令で定める額をこえないときは、この限りでない。

第二十五条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

附 則

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長内田常雄君。

[報告書は会議録追録に掲載]

[内田常雄君登壇]

○内田常雄君 大だいす議題となりました三案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業、特に下請企業の問題は、最近の経済情勢下においてきわめて深刻な様相を呈しております。本院においても、昨年末、中小企業の危機打

開に関する決議が行なわれた次第であります。本案は、この決議の趣旨及び中小企業政策審議会下請小委員会の中間答申に基づき提出されたものであります。そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、下請代金の支払い期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、親事業者がその給付を受領した日から起算すべきものであることを明確にすること。

第二は、親事業者が、下請事業者に対し交付すべき書面の記載事項として、下請代金の支払い方法その他の事項を追加すること。

第三は、親事業者は、下請事業者に有償で支給した原材料等の対価を、下請代金の支払い期日より早い時期に支払わせることにより、下請事業者の利益を不當に害してはならないこと。

第四は、親事業者は、下請代金の支払いについて、その下請代金の支払い期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難と認められる手形を交付することによって、下請事業者の利益を本当に害してはならないこと。

第五は、下請代金の支払いを遅延している親事業者に対して、遅延利息の支払いを勧告することができるること。

本案は、四月一日日本委員会に付託され、四月二日政府より提案理由の説明を聴取した後、熱心なる審議を続け、昨日、質疑を終了いたしましたところ、本法の対象として規制を受けるべき親事業者の範囲の拡大、書面交付義務違反に対する罰則、その他三点に関し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同の修正案が提出せられ、本日、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

本案は、四月一日日本委員会に付託され、四月二日政府より提案理由の説明を聴取した後、熱心なる審議を続け、昨日、質疑を終了いたしましたところ、本法の対象として規制を受けるべき親事業者の範囲の拡大、書面交付義務違反に対する罰則、その他三点に関し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同の修正案が提出せられ、本日、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に對しましては附帯決議を付する」とに決しましたが、これらの詳細につきましては会議録により御承知願います。

次に、特許法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

一九五八年リスボンで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約、及び原産地の虚偽表示の防止に関するマドリッド協定へのわが国の加入が今国会において承認されました。この加入に際しましては、国内法制が整備されていることが必要でありますので、このために、特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法の一部を改正するため、本案が提出されたのであります。

改正内容は、優先権主張に関する手続、権利の不実施を理由とする強制実施の請求、同盟国における商標権者の保護、政府間国際機関の記章の使用禁止、原産地の誤認を生じさせる表示の使用禁止、その他数項目について所要の整備を行なったものであります。

本案は、三月十九日本委員会に付託され、同月二十三日提案理由の説明を聴取し、本日、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

次に、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、わが国における石油需要の急増に対処し、総合エネルギー政策の一環として、海外原油の開発が強く要請されておりますが、石油資源開発事業に積極的に取り組んでいるのであります。本案は、このような石油資源開発株式会社の海外事業の増大等、最近の業務の運営の実情にかんがみ、取締役の人数のワクを拡大するととも

に、石油資源開発株式会社が、海外の地域において石油資源開発事業を営むことができるることを法律上明確にし、また、海外事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を要すること等を定めるものであります。

本案は、去る三月十九日本委員会に付託され、同月二十三日提案理由の説明を聴取し、本日、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

[参照]

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

第一条の二の改正に関する部分の前に次のように加える。

第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 資本の額又は出資の総額が一千円をこえる法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託又は修理委託を受ける法人たる事業者が、その製造委託又は修理委託に係る製造又は修理の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合(第三項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託又は修理委託をする場合を除く)において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について再委託をし、かつ、製造委託又は修理委託をする当該事業者から直接製造委託又は修理委託を受

けるものとすれば前各号の一に該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。

第四条第二項第一号の改正規定中「差し引き」を「控除し」に改める。

第七条の改正に関する部分を次のように改めること。

第七条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、「その下請代金」の下に「若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息」を加え、「勧告することができる」を「勧告するものとする」に改め、同条第三項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に、「勧告することができる」を「勧告するものとする」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「公表することができる」を「公表するものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第三項各号の一に該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

第八条の改正に関する部分を次のように改める。

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十一条の規定は、公正取引委員会が前条第一項か

ら第三項までの規定による勧告をした場合には、親事業者がその勧告に従つたときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については、適用しない。

第十条を次のように改める。

(罰則)

第十条次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用者その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定による書面を交付しなかつたとき。

二 第五条の規定による書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成したとき。

三 第五条の規定による書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成したとき。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条

第二項各号の一に該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

第八条の改正に関する部分を次のように改める。

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係

第八条を次のように改める。

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係

第八条を次のように改める。

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十一条の規定は、公正取引委員会が前条第一項か

海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○海部俊樹君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、海上運送法の一部を改正する法律案を議題となし、

委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

海上運送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

同じ。並びに次の各号に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。

一 当該自動車の運転者は、その乗車人があつては、その積載貨物

二 前号に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客その他の乗車人があつては、その積載貨物

三 当該自動車に積載貨物がある場合にあつては、運送することをいう。

四 第四条第三号中「運航計画」を「事業計画」に改め

第五条第二号中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業」に改める。

第六条第一項中「料金」の下に「並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては、当該自動車航送に係る運賃及び料金」を加える。

第九条第二項中「小荷物の」の下に「運送並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては、当該自動車航送につき、」を加える。

第十一条(見出しを含む)中「運航計画」を「事業計画」に改める。

第十二条中「小荷物の運送」の下に「並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては、当該自動車航送を加える。

第十三条第一項中「旅客、手荷物及び小荷物を運送の申込の順序により、運送し」を「運送の申込みの順序により、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては、当該自動車航送をし」に改め、同条第二項中「運送」の下に「並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては、当該自動車航送」を加える。

第一百八十五号)第二条第二項に規定する自動車であつて、二輪のもの以外のものをいう。以下

第十九条第一号中「その他の運送条件」を「並びに

に自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金に改め、同条第二号中「運航計画」を「事業計画」に改める。同条第二号中「運航計画」を「事業計画」に改める。

第十九条の五第一項中「貨物定期航路事業」の下に「(第二十二条第一項に規定する自動車航送貨物定期航路事業を除く。)」を加え、同条第二項中「貨物定期航路事業」を「前項の貨物定期航路事業」に改める。

第十九条の六中「省令で定めるもの」の下に「並びに自動車航送に係る自動車及びその積載貨物」を加える。

第二十一条の見出し中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改め、同条第一項中「一定の航路」を「自動車航送をする貨物定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間ににおける自動車航送をする貨物定期航路事業」という。)又は「一定の航路」に改める。

第二十二条中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業を営む者(以下「自動車航送貨物定期航路事業者」という。)又は「旅客不定期航路事業」に改める。

第二十三条第一項中「運輸大臣は、」の下に「自動車航送貨物定期航路事業を営む者(以下「自動車航送貨物定期航路事業者」という。)又は「旅客不定期航路事業」に改める。

第二十三条第一項中「運輸大臣は、」の下に「自動車航送貨物定期航路事業者が正当な理由がないのに一年以上自動車航送をしなかつたとき、又は「旅客不定期航路事業者」を「自動車航送貨物定期航路事業者」としては当該自動車航送を加える。

第二十三条の二第一項及び第二項中「旅客不定期航路事業者」を「自動車航送貨物定期航路事業者

又は旅客不定期航路事業者」に改め、同条第三項中「旅客不定期航路事業者」を「自動車航送貨物定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者」に、「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業又は旅客不定期航路事業」に改める。

又は旅客不定期航路事業者」に改め、同条第三項又は旅客不定期航路事業者」に改め、同条第三項

を経過した日から施行する。

(経過規定)

第二十二条 この法律の施行の際現に、改正前の海上運送法(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定による免許又は旧法第二十二条第一項の規定

による許可を受けて一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を営んでいる者であつて、海上運送法(以下「旧法」という。)第八条第一項及び第九条第一項の規定による免許又は旧法第二十二条第一項の規定

による許可又は新法第二十二条から第二十三条の四までの規定は、前項の規定の適用を受ける者が同項の規定により引き続き当該事業を営む場合は、適用しない。

第二十三条の四中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改め、同条に後段として次のように加える。

第二十三条の四中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定の自動車航送貨物定期航路事業への準用については、第八条第一項中「旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金」と、第九条第二項中「旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金」とあるのは「自動車航送に係る運賃及び料金」と、第九条第二項中「旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金」とあるのは「自動車航送につき」と読み替えるものとする。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条の四中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定の自動車航送貨物定期航路事業への準用については、第八条第一項中「旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金」と、第九条第二項中「旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金」とあるのは「自動車航送につき」と読み替えるものとする。

第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の二中「旅客不定期航路事業を許可し、」を「自動車航送貨物定期航路事業を許可し、」並びに自動車航送貨物定期航路事業に改める。

第六条第一項第三号中「及び旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改める。

第六条第一項第三号中「及び旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改める。

第七条 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)第三条第一項の規定による登録を受け、又は同条第二項の規定による届出をして内航運送業を営んでいる者であつて、新法第二十二条第一項に規定する自動車航送貨物定期航路事業に相当する事業を営んでいるものは、この法律の施行の日から二月

第八条 附則第二条及び前条の規定は、新法第四十四条に規定する船舶運航の事業について準用する。

第二十三条第一項第二号中「旅客不定期航路事業」を「他の定期航路事業者」を「他の船舶運航事業者」に改める。

第四十五条の三第一項第二号中「旅客不定期航路事業者」を「他の定期航路事業者」に改める。

第三条 この法律の施行の際現に、内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)第三条第一項の規定による登録を受け、又は同条第二項の規定による届出をして内航運送業を営んでいる者であつて、新法第二十二条第一項に規定する自動車航送貨物定期航路事業に相当する事業を営んでいるものは、この法律の施行の日から二月

第六条 第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項第一号の二中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改める。

第六条第一項第三号中「及び旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改める。

第六条第一項第三号中「及び旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改める。

第七条 内航海運業法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「旅客定期航路事業」の下に「自動車航送貨物定期航路事業」を加える。

第四十七条第一号中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業又は旅客不定期航路事業」に改める。

第四十七条第一号中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業又は旅客不定期航路事業」に改める。

第五条 この法律の施行の際現に、内航海運業法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条 第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項第一号の二中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改める。

第七条 内航海運業法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条 内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

(附 則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

又は旅客不定期航路事業

の許可の申請をした場合において、その申請に

ついて許可をする旨又は許可をしない旨の通知

を受けるまでの期間についても、同様とする。

(内航海運組合法の一部改正)

第八条 内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条 内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業」に改める。

理由

自動車航送をする船舶運航事業の適正な運営を図るため、旅客定期航路事業について自動車航送に関する規定を整備することともに、自動車航送をする貨物定期航路事業を許可制とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事 大西正男君。

[報告書は会議録追録に掲載]

〔大西正男君登壇〕

○大西正男君 ただいま議題となりました海上運送法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、自動車航送の適正な運営並びに船舶運航事業の健全な発達をはかるうとするものであります。

改正の要点の第一点は、旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者の行なう自動車航送の運賃、料金並びに運送約款を認可制とすること。

第二点は、貨物定期航路事業者の行なう自動車航送事業を許可制とし、運賃、料金並びに運送約款の認可等については、旅客定期航路事業に関する規定を準用すること。

第三点は、貨物の運送秩序に関する勧告を、不定期航路事業者に対しても行なえるように改めようとするものであります。

本案は、四月三十日政府より提案理由の説明を聴取し、五月十五日及び本十八日質疑を行ない、討論を省略し、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日本放送協会昭和三十八年度財産目録、貸借

対照表及び損益計算書

○海部俊樹君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日本放送協会昭和三十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

日本放送協会昭和三十八年度財産目録、貸借

対照表及び損益計算書を議題といたします。

日本放送協会昭和三十八年度財産目録、貸借

明書

国会に提出する。

昭和四十年一月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

日本放送協会昭和三十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
三九検第五六五号
昭和三十九年十一月十日

会計検査院長 小峰 保米四

内閣総理大臣 池田 勇人殿

日本放送協会昭和三十八年度貸借対照表等の回付について

日本放送協会昭和三十八年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したので回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

一 昭和三十八年度財産目録

昭和三十九年三月三十一日現在

| 科 目 | 内 | | 証 | | 合 計 |
|---------------|---------------|---|----|----|-----|
| | 摘要 | 要 | 金額 | 合計 | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現 金 預 金 | | | | | |
| 受信料未収金 | 現 | | | | |
| 振 替 貯 金 | 銀 行 預 金 | | | | |
| 受信料未収金 | 小 口 現 金 を 含 む | | | | |
| 未 収 受 信 料 欠 | | | | | |
| 損 引 当 金 | | | | | |
| △ | | | | | |
| 受信料未収金 | 三三、一六八、〇四八 | | | | |
| 未 収 受 信 料 欠 | 五、一八、三七〇、二七六 | | | | |
| △ | | | | | |
| 受信料未収金 | 三三、七〇、二五五 | | | | |
| 未 収 受 信 料 欠 | 五、一五、二五六 | | | | |
| △ | | | | | |
| 受信料未収金 | 三三、一六九、二五五 | | | | |
| 未 収 受 信 料 欠 | 五、一五、二五九 | | | | |
| △ | | | | | |
| 受信料未収金 | 三三、一六九、二五九 | | | | |
| 未 収 受 信 料 欠 | 五、一五、二五九 | | | | |
| △ | | | | | |
| 修理業務用機器 | 一、一五〇、二九 | | | | |
| 事務用品ほか | 四、一〇九、六九 | | | | |
| スタッフおよび | 一、一五〇、二九 | | | | |
| 事務室借上料ほか | 七、八三、九〇 | | | | |
| △ | | | | | |
| 前 払 費 用 | 一〇八、三四、〇六 | | | | |
| 未 収 金 | 一〇八、三四、〇六 | | | | |
| 減 債 用 積 立 金 利 | 自はか | | | | |
| その他流動資産 | 一〇八、三四、〇六 | | | | |
| 未 収 金 | 一〇八、三四、〇六 | | | | |

表

| | | | | | |
|------------------|--------------------------|---------------|-----------------|-----------------|--------------------------|
| | | | | | 短期借入金 |
| 未 払 金 | 受信料前受金 | その他流動負債 | | | |
| 放送債券 | 預り有価証券 | 前受収益 | | | |
| 定期負債 | 預り金 | | | | |
| 長期借入金 | 支払準備金 | | | | |
| 退職手当引当金 | 自動車損害賠償保証金 | | | | |
| 負 債 合 計 | 簡易保険局ほか | 空氣調節費前受 分 | | | 物品購入代未払 金ほか |
| | 源泉徴収所得税 | 集金委託保証金 ほか | | | 昭和三十九年度 以降分受信料前 受金 |
| | 立金 | 集金委託保証有 証券 | | | |
| | 自動車損害賠償 保障法による積 立金 | 一〇、七四、六六五 | 四八、四五二、九〇〇 | 二二、六二〇 | |
| | ほか | 一元、二〇〇、セセ | 三、一一〇、〇〇〇 | 七一、二三七、セセ | |
| | 一〇、五九六、六〇〇、〇〇〇 | 一六、三七、三七八、一八 | 三五三、五七五、九三一 | 一、一四二、四七四、一七七 | |
| | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、七八、七六、二八 | 六〇〇、六三四、〇六五、八〇〇 | 一〇〇、六三四、〇六五、八〇〇 | |

昭和四十年五月十八日 衆議院会議録第四十六号 日本放送協会昭和二十八年度財産目録、貸借对照表及び損益計算書

三昭和三十八年度損益計算書

四、三五、三九九、四五五

算書

機 構
械 築 物
機械減価償却引当金

一、五八四、九四九、一八一
三〇、五五六、五四九、八一九
三三、四〇七、二七一、九七八

卷之三

器 具 什 器
金 器 具 什 器 減 價 却 引 当

△△△
三〇、四一、五五、六四、八一、九四、九五、一八、一九、九六、九七、十
四、五、六、七、八、九、一〇、九六、九七、一〇、九五、一八、一九、九六、九七、十

一九七、六九四、五五五

建二
固 定 資 產 合 計

△△△
三〇、五五、九九、一八、
一、五四、九九、一八、
三〇、五五、五五、八五、
三〇、五五、二七、九九、
三〇、五五、一〇、九九、

一九七、六九四，癸五五
六一、六九五，癸三三
四一、六九五，癸五五
四二、六九五，癸五五
四三、六九五，癸五五
四四、六九五，癸五五
四五、六九五，癸五五
四六、六九五，癸五五
四七、六九五，癸五五
四八、六九五，癸五五
四九、六九五，癸五五

| | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|---|---|
| 資 | 產 | 合 | 計 | 資 | 產 | 定 | 資 |
| 資 | 產 | 合 | 計 | 放 | 送 | 債 | 用 |
| (負) | 債 | | | 債 | 券 | 延 | 前 |
| | | | | 券 | 發行 | 勘 | 払 |
| | | | | 差 | 金 | 定 | 勘 |
| | | | | | | 放 | 減 |
| | | | | | | 資 | 債 |

の
部

の
部

| 資本 | 資產 | 期初 | 本期 | 期末 |
|----|----|----|----|----|
| 資本 | 資產 | 期初 | 本期 | 期末 |
| 負債 | 資產 | 期初 | 本期 | 期末 |

一、九九、七〇、四〇
二、三五、九八、六九
三、四八、〇六〇、二九
四、四八八、〇六〇、二九
六五、三六六、八〇五、一三三

二 財産目録と貸借対照表

資産の部
当年度末の資産総額は、前年度末の四九八億六八三〇万円に比べ一五四億九八五一万円増加し、六五三億六六八一万円となつたが、その内容は次のとおりである。

当年度末の流動資産は、前年度末の六三億九六九二万円に比べ一三億三三二〇万円増加

| 科 目 | | 金額 | |
|----------------|-------------|-------------|--|
| 事 業 受 付 | 信 用 取 收 | 料 入 | |
| 事 業 稅 収 | 收 取 | 入 | |
| 事 業 支 出 | 支 出 | 入 | |
| 資 本 支 出 | 合 計 | | |
| 當 期 剩 余 | 當 金 | | |
| 減 値 | 減 值 | | |
| 開 通 | 償 償 | | |
| 業 累 | 經 費 | | |
| 事 業 支 出 | 費 費 | | |
| 當 期 剩 余 | 當 金 | | |
| 五、二九、四七三、三五五 | 一三一、五九〇、一四四 | 六〇三、六六一、一五〇 | |
| 四、三〇一、六六一、五三九 | 三〇一、七六〇、五五四 | 七〇三、五五五、五二六 | |
| 五、三〇一、六六一、五三九 | 三〇一、七六〇、五五四 | 七〇三、五五五、五二六 | |
| 六〇一、一二三、七五、六四九 | | | |

昭和三十八年度財産目録、貸借対照表および損益計算書に関する説明書

昭和三十八年度は、三十七年度に策定した六ヵ年計画の第二年度としての諸計画を積極的に推進し、特に放送の全国普及の達成とよりすぐれた放送の実施に努力するとともに極力受信契約者の増加に努め財政基盤の安定を図つた。

負債総額は三〇六億三四〇七万円、資本の部における資本は二〇〇億円、積立金は四四億八八〇六万円、当期資産充当金八二億五二九一万円、当期剰余金一九億九一七七万円である。
次に、損益計算書では事業収入六〇一億三三七三万円に対して事業支出は四九八億七九〇五万円、資本支出充当八二億五二九一万円で差引当期剰余金は一九億九一七七万円である。

財産目録・貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

し、七七億一九一二万円となつたが、これは主として現金預金、受信料未収金等の増加によるもので、その内容は次のとおりである。

○現金預金

五一億四七四五万円

○受信料未収金

三億八四二二万円

当年度末の受信料未収額七億七三七二万円から、翌年度における取扱不能見込額三億八

九五〇万円を欠損引当金として差し引き、計上したものである。

○委託修理業務用物品

一、一二五万円

放送法第九条第二項により行なつてある受信機委託修理業務用物品および受信障害防止

用物品の当年度末棚卸額である。

○貯蔵品

四、三一一万円

放送法第九条第二項により行なつてある受信機委託修理業務用物品および受信障害防止

用物品の当年度末棚卸額である。

○前払費用

七、八八三万円

放送法第九条第二項により行なつてある受信機委託修理業務用物品および受信障害防止

用物品の当年度末棚卸額である。

ウ 特定資産(減債用放資)

(注一) 建物、構築物、機械、器具什器については、減価償却引当金を差し引いた額である。

(注二) 建設仮勘定は、放送センター、鋼路放送会館建設等、当年度末において未完成のものである。

前払分で翌年度の費用となるものである。

○その他の流動資産

一一〇億六四二七万円

放送法第四十二条第三項により積み立てた放送債券償還のための資金であり、前年度末の四

二億一七二八万円に比べ一三億五二〇六万円増加し、五五億六九三四万円である。

エ 繰延勘定

翌年度以降の数年度にわたつて各年度の費用に割当られるべきもので、前年度末の三億

四〇四七万円であるが、当年度減価償却引当金五三億一七六万円、その他の増減の結果一二

七億七三万円の増加で五六六億一五七七万円である。

イ 固定資産

当年度末の固定資産は、前年度末の三八九億八〇四万円に比べ建設による増加は一八四億

上記建設による増加は、当年度の建設計画に基づき、主として名瀬、伊万里ほか四四カ所の総合テレビ局の建設、長崎、宮崎ほか五八カ所の教育テレビ局の建設、大阪新館、旭川ほかの放送会館の建設、その他放送設備関係機器・事務用機器の整備および局舎・宿舎の増改

築を実施したためである。

当年度末における固定資産の資産別内訳は、次表のとおりである。

| 区 | 分 | 金額 |
|---|-----|----------|
| 建 | 建築 | 八六億五三五万円 |
| 構 | 機器 | 四億五四〇万円 |
| 機 | 工具 | 一七億九三六万円 |
| 建 | 土器 | 一億九三九万円 |
| 物 | 什器 | 七億二七〇万円 |
| 物 | 建物 | 四〇億五四三万円 |
| 定 | 仮勘定 | 五六億五七〇万円 |
| 資 | 合計 | |

局舎賃借料等の前払分である。

○放送債券発行差金 四億七〇一萬円

放送債券発行にともなう額面金額と売出価額との差額および諸手数料等の未償却額である。

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の一五億二一九万円に比べ五五億二八八万円増加し、三〇六億三四〇七万円となつたが、その内容は次のとおりである。

ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の一五億六一七万円に比べ七億四五五二万円増加し、

一三億六六九万円となつたが、その内容は次のとおりである。

○未 払 金 一二億四二四七万円

放送債券利息および各種放送機器、物品購入代金等の未払分である。

○受信料前受金 七億一〇六四万円

翌年度以降分の受信料収納額で、前年度末に比べ三億八四三〇万円の増加である。

○その他の流動負債 三億五三五八万円

職員給与・放送謝金等の源泉徴収所得税の仮受金および集金受託者の預り保証金等である。

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の二三五億六〇〇二万円に比べ四七億六七三六万円増加

し、二八三億二七三八万円となつたが、これは主として放送債券および長期借入金において、次表のような増減があつたためである。

| 種別 | 年 度 | | 増 減 | 年 度 末 | 備 考 |
|---------|----------|----------|-----------|-----------|---------------------|
| | 昭和三十七年度末 | 昭和三十八年度 | | | |
| 放送債券 | 二五億二七〇万円 | 三〇億円 | 九億二八〇万円 | 二〇五億九〇〇万円 | 還期抽選は新規発行による減額は定期償還 |
| 長期借入金 | 七六億三六三万円 | 七億円 | 三億三八四万円 | 一億六七八六万円 | |
| 銀 行 | 七三億〇〇〇万円 | 七億円 | 一〇億円 | 一〇億〇〇〇万円 | |
| 簡易保険局 | 三億二六〇万円 | 三億二七〇万円 | 一〇五万円 | 三億六八一万円 | |
| 住 宅 公 団 | 一一〇万円 | 一一〇万円 | 九七万円 | 九七万円 | |
| 合 計 | 三三億六〇〇万円 | 三三億六〇〇万円 | 二二億三六四万円 | 二二億三六四万円 | |
| | | | 二七〇億三三六万円 | 二七〇億三三六万円 | |

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の一四七億四七二万円に比べ九九億八五六三万円増加し、三四七億三七四万円となつたが、その内容は次のとおりである。

ア 資 本 二〇〇億円

当年度末一五〇億円に当年度において、積立金から前年度、固定資産化したものに相当する額五〇億円を組み入れたものである。

イ 積 立 金 四四億八八〇六万円

前年度末残高一五億五〇一五万円に当年度繰入高（昭和三十七年度当期資産充当金および当期剩余金）七一億九六九五万円、固定資産偶發益等積立金の増加高七億六三六七万円を加え、他方、固定資産の除却損等積立金の減少高一〇億二二七一万円を差し引き、資本に五〇億円を組み入れた結果である。

ウ 当期資産充当金 八二億五二九一万円

エ 当期剰余金 一九億九一七七万円

三 損益計算書

事業収入六〇一億二三七三万円に対し、事業支出は四九八億七九〇五万円、資本支出充当八二

億五二九一万円(固定資産充当四八億一六二一万円、放送債券償還のための積立二〇億一一八六万円、長期借入金の返還一二億二八四万円、放送債券償還金一億二〇〇万円)であり、差引当

期剰余金は一九億九一七七万円である。これを前年度決算額の事業収入五〇四億二一九四万円、

事業支出四三二億二四九八万円に比較すれば、事業収入は九七億一七九万円、事業支出六六億五四〇七万円の増加である。

(1) 事業収入

事業収入の増加は、主として甲受信契約者の増加にともなう受信料収入の増加によるものであるが、その内容は次のとおりである。

ア 受信料

五九二億九八四八万円

○甲 受信料

五七三億四一八九万円

有料受信契約者数が当年度内において二二六万増加し、当年度末一五六〇万となつた

め前年度の甲受信料に比べ一〇四億七一八七万円の増加である。

○乙 受信料

一九億五六五九万円

有料受信契約者数が当年度内において一三一万減少し、当年度末二七三万となつたため前年度の乙受信料に比べ九億六一七三万円の減少である。

イ 交付金収入

一億二一五九万円

国際放送関係交付金一億二三三八万円、選舉放送関係交付金八二一万円で、前年度の一億一〇五一万円に比べ一一〇八万円の増加である。

ウ 雑収入 七億三六六万円

預金および電信電話債券等の利息五億二二五万円のほか不用物品処分代金、対部外技術協力経費および受信機委託修理業務収入等で、前年度の五億二三〇九万円に比べ一億八〇五七万円の増加である。

(2) 事業支出

上記収入をもつて、当年度の事業計画に基づき、事業の推進に積極的努力を払つたが、その結果は次のとおりである。

ア 事業費 四一三億二六九万円

前年度の三六七億一四五一万円に比べ四五億八八一八万円の増加であるが、これは、ラジオ・テレビジョン放送番組の充実、テレビジョン放送時間の延長、報道取材網の整備、国際放送の拡充、受信者普及開発の促進、放送技術と放送文化の両分野にわたる研究活動の強化およびこれらの業務増にともなう運用費等の増加によるものである。

イ 減価償却費 五三億一七六万円

建物・構築物・機械・器具什器の償却費で、前年度の三八億六六七五万円に比べ一四億三五〇一万円の増加であるが、これは設備の拡張にともなう償却資産の増加によるものである。

ウ 関連経費 三三億七四六〇万円

支払利息一七億九四三九万円、工事特別維持費九億五八一九万円、未收受信料欠損償却三億

八九五〇万円、放送債券発行差金償却九三一四万円等で、前年度の二六億四三七二万円に比べ六億三〇八八万円の増加である。

四 収入および支出の状況

損益計算書における事業収支に、放送債券、長期借入金その他の資本収入と建設費、長期借入金および放送債券の返還等の資本支出（建設費から関連経費に振り替えた工事特別雑損を除く。）

を加えた收支全般についてみれば、収入総額は七三〇億四七九〇万円、支出総額は七一五億一二〇二万円である。

（注 千円以下四捨五入）

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。通

信委員長内藤隆君。

づき、内閣より提出されたN H K の決算書類であります。これが、これによれば、昭和三十八年度末現在

におけるN H K の資産総額は六百五十三億六千六百八十万円余で、前年度に比し、百五十四億九千

八百五十万円余の増となっており、また、損益では、事業収入六百一億二千三百七十二万円余に対し、事業支出は四百九十八億七千九百四万円余、

〔内藤隆君登壇〕

○内藤隆君 ただいま議題となりました日本放送

益計算書に關し、通信委員会における審査の経過

と結果を御報告申し上げます。

この議案は、放送法第四十条第三項の規定に基

記述すべき意見はない旨の検査結果が添付されております。

通信委員会では、五月十八日の会議において採決の結果、全会一致をもつて本議案については異議なきものと議決すべき旨決しました。

右、御報告いたします。（拍手）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君） 採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

す。

○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。

炭鉱災害防止に関する決議案を議題といたします。

す。

炭鉱災害防止に関する決議案（加藤高藏君提出）

右の議案を提出する。

昭和四十年五月十八日

提出者 加藤 高藏
賛成者 有田 喜一

外二十三名

○海部俊樹君 議案上程に關する緊急動議を提出

いたします。

なお、本件には、会計検査院においては、特に

すなわち、加藤高藏君提出、炭鉱災害防止に関する

議を行ない、災害の絶滅につき嚴重に注意を喚

する決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（船田中君） 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

りませんか。

起してきたところであるが、最近相次ぐ大規模災害の発生によりとうとい人命が失われていることは、誠に遺憾である。

この際、政府は決意を新たにして、関係各方面の積極的な努力を促すとともに、すみやかに次の災害防止対策につき抜本的な検討を加え、所要の財政措置等を講じ、もつて生命の安全を期すべきである。

- 一 鉱山保安監督行政の強化
- 二 保安確保の自主体制の確立
- 三 保安施設、機器の整備、改善
- 四 保安技術の開発促進
- 五 遺族及び災者援護対策の確立

右決議する。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。加藤高藏君。

〔加藤高藏君登壇〕

害防止に関する決議案につきまして、提案の趣旨

を御説明申し上げます。

決議案の案文はお手元に配付したとおりであります。

私は、まず、本会議におきまして炭鉱災害防止に関する件について決議をせざるを得ない事態に立ち至ったこの現実の姿に、きわめて遺憾の意を表するものであります。

御承知のとおり、石炭鉱業合理化の進捗に伴い、炭鉱が集約化され、一たび事故が発生するや、その災害の規模はすごぶる大となることが当然の結果として予想されるところであり、われわれとしても、つとにこの点を憂慮し、再三にわたりて決議を行ない、政府の猛省を促してまいりました。

しかし、最近に至り、北炭夕張、日鉄伊王島等、相次ぐ大災害が発生し、しかも、これらの炭鉱がわが国における最優良炭鉱とされているだけに、その及ぼす影響ははかり知れぬものがあると存ずるのであります。現内閣が高く掲げている人間尊重の見地からも、このような灾害の頻発によ

り幾多のとうとい人命が失われていることは、まことに遺憾であり、このことは、人命の損失のみでなく、不況のどん底より何とか再建の方途を見出そうとしている石炭鉱業の前途に暗影を投じてゐると申せましよう。炭鉱労働者の離山ムードが出廷している際、災害の発生によりさらに拍車をかけるがごときことは、嚴に戒めるべきことであると存じます。ともすれば生産第一主義となり、保安確保の重要性が軽視され、また、保安法規の順法精神の不足により、当然防止される災害を惹起しているともいわれているのであります。このことはまさに遺憾であるといわざるを得ません。

第一は、鉱山保安監督行政の強化についてであります。

第一は、鉱山保安監督行政の強化についてであります。その内容としては、鉱務監督官を増員し、監督、検査の強化をはかり、さらに監督官の勧告事項等は労働者に周知徹底するよう措置すること。危険箇所については、作業停止または改善の命令を積極的に行なうことであります。

第二は、保安確保の自主体制の確立で、保安係員を増強し、巡回検査の頻度の増大をはかるこ

と。保安監督員補佐員制度の充実、保安教育の徹底強化をはかることがあります。第三は、保安施設、機器の整備改善についてで、保安施設等の整備改善のため国庫補助金の支給、保安融資対象の拡大、比率の引き上げをはかること。自動ガス警報器、自己救命器等の活用強化をはかることがあります。

第四は、保安技術の開発促進で、資源技術試験所等の研究機関の拡充強化をはかるとともに、保

安技術の開発普及につとめること。整備開山炭鉱等を利用して、実地試験を実施すること。保安機

器の発明改善のため、奨励援助を積極的に行なうことあります。

第五、遺族及び罹災者の援護対策を確立するとともに、労災補償制度の改善、一酸化炭素中毒患者の後遺症対策の強化をはかることがあります。

以上の諸点を完全に実施するため、政府は、この際、思い切った財政措置等を行ない、保安の万全を期すべきであり、再び炭鉱に災害が発生しないよう細心の注意を払うべきであることを申し添え、本決議案提出の趣旨弁明いたします。

何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本件を了却するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

官報外号

(拍手)

出席國務大臣

厚生大臣 神田 博君

通商産業大臣 櫻内 義雄君

運輸大臣 松浦周太郎君

郵政大臣 德安 實藏君

自治大臣 吉武 恵市君

國務大臣 増原 恵吉君

この際、通商産業大臣から発言を求められております。これを許します。通商産業大臣櫻内義雄

| | |
|--|--|
| 出席國務大臣 | 大蔵政務次官 鐘治 良作君 |
| 農林政務次官 館林三喜男君 | 文部政務次官 押谷 富三君 |
| ○國務大臣(櫻内義雄君) | ○國務大臣(櫻内義雄君登壇) |
| ただいま本院において | 決議せられました炭鉱災害防止に関する決議につきましては、政府いたしまして、その趣旨を尊重し、善処いたしたいと思います。(拍手) |
| 午後二時四十四分散会 | ○朗讀を省略した議長の報告 |
| (拍手) | (条約送付及び通知) |
| ○議長(船田中君) | 本日は、これにて散会いたします。 |
| 一、昨十七日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨參議院に通知した。 | 一、昨十七日、内閣から、米価審議会委員に本院議院議員白井勇君、同森八三一君及び同渡辺勘吉君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。 |
| 十九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百 | 二、昨十七日、本院は衆議院議員丹羽兵助君、同根本龍太郎君、同湯山勇君、參議院議員白井勇君、同森八三一君及び同渡辺勘吉君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。 |
| 十一年六月一日にワシントンで、千九百二十五 | 三、昨十七日、本院は衆議院議員丹羽兵助君、同根本龍太郎君、同湯山勇君、參議院議員白井勇君、同森八三一君及び同渡辺勘吉君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。 |
| 二日にロンドンで、及び千九百三十八年十月三 | 四、昨十七日、本院は衆議院議員丹羽兵助君、同根本龍太郎君、同湯山勇君、參議院議員白井勇君、同森八三一君及び同渡辺勘吉君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。 |
| 十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件 | 五、昨十七日、本院は衆議院議員丹羽兵助君、同根本龍太郎君、同湯山勇君、參議院議員白井勇君、同森八三一君及び同渡辺勘吉君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。 |
| 千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百 | 六、昨十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した |
| 二十五年十一月六日にロンドンで、及び千九百三十四 | 七、昨十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した |
| 年六月一日にロンドンで、及び千九百三十八年 | 八、昨十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した |
| 登君 | 九、昨十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した |
| 出席國務大臣 | 十、昨十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した |
| 内閣官房議長官 竹下 登君 | 十一、昨十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した |

| | | | |
|--|--|--|--|
| 旨の通知書を受領した。 | 恩給法等の一部を改正する法律 | 外務委員 | 農林水産委員 |
| 千九百六十四年七月十日にヴィーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件 | 昭和四十年度における旧令による共済組合等から年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律 | 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律 | 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律 |
| 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件 | 日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件 | 日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件 | 日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件 |
| （第百三十九号）の締結について承認を求めるの件 | （第百三十九号）の締結について承認を求めるの件 | （第百三十九号）の締結について承認を求めるの件 | （第百三十九号）の締結について承認を求めるの件 |
| 一、昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 | 一、昨十七日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 | 一、昨十七日、産業公害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 | 一、昨十七日、産業公害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 |
| 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律 | （理事補欠選任） | （理事補欠選任） | （理事補欠選任） |
| 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律 | （常任委員辞任） | （常任委員補欠選任） | （常任委員補欠選任） |
| 国家公務員法の一部を改正する法律 | （常任委員辞任につきその補欠） | （特別委員辞任） | （特別委員辞任） |
| 地方公務員法の一部を改正する法律 | （砂田 重民君　小宮山重四郎君　鯨岡 兵輔君） | （細谷 治嘉君　産業公害対策特別委員） | （細谷 治嘉君　山口丈太郎君　中井徳次郎君） |
| 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律 | （社会労働委員） | （角屋堅次郎君） | （角屋堅次郎君　山田 長司君　栗林 三郎君） |
| 公害防止事業団法 | （樺 兼次郎君　多賀谷眞穂君） | （樺 兼次郎君　多賀谷眞穂君） | （樺 兼次郎君　砂田 重民君　栗林 三郎君） |
| 昭和四十年五月十八日 衆議院会議録第四十六号 | 朗読を省略した議長の報告 | 小宮山重四郎君 | 山口丈太郎君　中井徳次郎君 |

(議案提出)

一、今十八日、委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

積雪寒冷作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

正する法律案(農林水産委員長提出)

炭鉱灾害防止に関する決議案(加藤高藏君提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、今十八日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

炭鉱灾害防止に関する決議案

加藤 高藏君

一、昨十七日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

(議案受領)

一、昨十七日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
首都圈整備法及び首都圈市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

(議案付託)

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

(議案付託)

一、昨十七日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

(議案付託)

一、昨十七日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

(議案付託)

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二六号)(参議院送付)

十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーベで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に

約定の締結について承認を求めるの件

首都圈整備法及び首都圈市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

十二月三十一日にロンドンで、及び千九百五十八年三月二十日のパリ条約に関する約定の締結について承認を求めるの件

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に約定の締結について承認を求めるの件

商工委員会 付託

十二月三十一日にロンドンで、及び千九百五十八年三月二十日のパリ条約に関する約定の締結について承認を求めるの件

建設委員会 付託

十二月三十一日にロンドンで、及び千九百五十八年三月二十日のパリ条約に関する約定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

十二月三十一日にロンドンで、及び千九百五十八年三月二十日のパリ条約に関する約定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

十二月三十一日にロンドンで、及び千九百五十八年三月二十日のパリ条約に関する約定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

十二月三十一日にロンドンで、及び千九百五十八年三月二十日のパリ条約に関する約定の締結について承認を求めるの件

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

皇室經濟法及び皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

(議案撤回通知書要領)

一、昨十七日、參議院から、三月三十一日予備審査のため送付された次の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会においてこれを許可した旨の通知書を受領した。

医療法の一部を改正する法律案 (草葉隆圓君外

る。

ベトナム問題等についての総理大臣の発言に関する緊急質問 (高田富之君提出)

ベトナム問題等に関する緊急質問 (春日一幸君提出)

ベトナム問題等に関する緊急質問 (春日一幸君

提出)

一、昨十七日、提出した緊急質問は次の通りであ

衆議院会議録第四十四号中正誤

| | |
|----------------------------|---------------------------------|
| 一〇五 一〇六 四 九 補償 | 正誤 段行 七 金額 報償 金額 |
|----------------------------|---------------------------------|

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質添付三十円
 配送料共)

発行所

大藏省印刷局
 東京都港区赤坂一丁目二番地
 電話 東京 五八二四四二二六